

## 第 20 回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 8 年 2 月 13 日（金）14 時 30 分から 15 時 15 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 12 階 1204 会議室
- 3 出席者：  
（景観審議会委員）  
（会場出席）  
岡本肇（会長）、藤枝律子（副会長）、小林由紀子、森日出子、加藤 公友  
（オンライン出席）  
坂口博文  
（鈴鹿市）  
都市整備部長 奥西真哉  
都市計画課長 齋藤鎮伸  
（事務局）  
都市計画課計画・景観グループリーダー 森下文雄  
同グループ 鈴枝寛規、伊藤理奈、今村瞭佑
- 4 議題：  
報告事項第 1 号 景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について  
報告事項第 2 号 太陽光発電施設設置に関する取組について  
報告事項第 3 号 景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：0 名
- 7 議事録署名人：加藤委員、小林委員
- 8 配布資料：第 20 回鈴鹿市景観審議会 事項書  
第 20 回鈴鹿市景観審議会 議案書
- 9 審議会の内容（要約）

### 事務局（課長）

只今から第 20 回鈴鹿市景観審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しいところ、当審議会に出席いただきありがとうございます。本日の審議会は、鈴鹿市景観審議会運営要領に基づき一部委員の方がオンラインでの参加であることを報告します。それでは、初めに副市長から、挨拶します。

## 副市長

本日は忙しい中、第20回鈴鹿市景観審議会に出席いただきありがとうございます。

また、日頃は、本市の景観行政を始め、市政各般にわたり格別のご理解ご協力をいただき感謝します。

当審議会は、本市の景観に関する事項について審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話いただきますが、よろしくお願ひします。

本日の議題には諮問事項はありませんが、報告事項が3件あります。

まず、報告事項第1号は「景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について」です。鈴鹿市景観計画を令和6年4月に改定し、約2年が経過しましたが、今年度の運用状況等について報告します。

つづいて、報告事項第2号は「太陽光発電施設設置に関する取組について」です。太陽光発電施設設置に関しては、景観計画の改定と同時に策定した、「太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」を景観協議で運用していますが、現在の取組状況について報告します。

つづいて、報告事項第3号は「景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について」です。本市では、DXの推進に取り組んでいますが、景観行政においても導入を予定していること、また、景観啓発について報告します。

以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 事務局（課長）

申し訳ございませんが副市長は他の公務がありますので、ここで退席します。

それでは、配布した資料の確認をお願いします。事項書、議案書ですが、過不足はありませんでしょうか。資料の不備等がありましたら、事務局まで申し付けください。

議事に入る前に、何点かお断りします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は、要約記録とし公開します。オンライン参加の委員は、質疑応答の際に発言する場合は、議長への呼びかけを行い、議長から指名を受けた後、発言をしてください。さらに、会場出席の委員は、発言の際に係員がマイクを席にお持ちしますので、マイクを使用して発言をお願いします。それでは、鈴鹿市景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、岡本会長に議長をお願いします。岡本会長、議事進行をお願いします。

## 議長（会長）

それでは、規定によりまして私が議長を務めますので、よろしくお願ひします。本日は、審議会委員数10名中6名の委員が出席し、過半数に達しているため、鈴鹿市景観審

議会規則第3条第2項の規定により審議会は成立していることを報告します。また、本日の傍聴人はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名すると、本日の議事録署名人は、加藤委員と小林委員になります。委員の皆様、よろしいですか。加藤委員と小林委員よろしくお願ひします。それでは、手元に配布してあります事項書に基づき進めます。本日の議題はすべて報告事項ですので、3件の報告事項の説明を一括して説明を受けます。報告事項第1号「景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について」、報告事項第2号「太陽光発電施設設置に関する取組について」、報告事項第3号「景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について」、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

報告事項第1号、景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例について報告します。

はじめに、景観計画区域内における届出・通知件数についてです。対象期間は、令和7年4月から12月までとなっています。届出件数につきましては、建築物が5件、工作物が13件、木竹の伐採が5件、物件の堆積が1件です。通知件数は、建築物1件、工作物2件、物件の堆積1件となっています。全体としては、件数自体は例年と大きく変わりませんが、工作物、特に携帯電話基地局の占める割合が高くなっていることが特徴です。次に、届出・通知件数の推移ですが、年度によって増減はあるものの、近年は工作物の届出が比較的多い傾向にあります。

届出・通知件数と行為の種類割合の推移の表をご覧ください。令和3年度から令和7年度の届出・通知件数を棒グラフで、届出・通知の件数に対する行為の種類割合を折れ線グラフで示しています。令和7年度については、灰色の折れ線グラフの建築物の割合が減り、黄色の折れ線グラフの工作物の割合が増えています。

続いて、工作物の新設件数と携帯電話基地局の件数の推移を説明します。青色の棒グラフが工作物の新設の届出件数を示しています。オレンジ色の折れ線グラフは、工作物の新設のうち、携帯電話基地局の設置件数を示しています。携帯電話無線基地局は、昨年度は5件でしたが、今年度はすでに13件の届出があり、件数が大きく増加しています。その背景としては、通信量の増加、5Gなど新たな通信環境への対応、山間部や郊外部を含めたエリア全体の通信環境整備といった点が考えられます。市としても、通信インフラの整備自体は必要なものと認識していますが、設置場所や高さ、見え方によっては景観への影響が大きくなるため、個別に内容を確認しながら、必要な調整や指導を行っています。

次に主な届出事例を説明します。工作物の新設については、道路沿いなど、周囲が開けた場所への設置が多く見られます。景観上は、遠景・中景からの見え方が課題となるケースが多いため、周辺の工作物との位置関係、できるだけ背景に溶け込む配置、色彩の配慮、最低限の高さにするような配慮といった点について指導を行っています。今後も同様の届出が一定数見込まれるため、周辺環境に応じた景観協議を継続していきたいと考えています。

次に、建築物の新設事例です。本事例は、周辺に田園景観が広がる市街化調整区域に位置しています。そのため、自然的な景観をできるだけ保全する観点から、配慮をしていた

いただきました。具体的には、建物を分節・分棟し、規模感を抑えること、緑化率を20%確保し、周辺景観との調和を図ることなどの工夫がされました。

今後も、立地特性や周辺景観を踏まえながら、地域の景観に配慮した建築となるよう、事前相談の段階から調整を行っていきます。

以上が、報告事項第1号、景観法に基づく届出・通知件数及び主な事例についての報告です。今後も、件数の推移を注視しながら、景観への影響が大きい案件については、早い段階から調整を行い、良好な景観形成につなげていきたいと考えています。

続きまして、報告事項第2号、「太陽光発電施設設置に関する取組について」説明します。

はじめに、太陽光発電施設設置に係る届出件数の推移です。平成28年度以降、本市における届出件数は年度によって増減はあるものの、近年においても継続して一定数の届出が行われています。次に、設置事例について説明します。本市では、太陽光発電施設の設置にあたり、周辺の景観や生活環境への影響を抑えるため、事業者に対して一定の配慮を求めています。資料に掲載している事例では、太陽光パネルの角度や設置高さを抑え、極力地肌が露出しないよう、クローバーの種子の吹き付けを行い敷地の9割の緑化を行っています。また、フェンスは周辺景観になじむ色彩とすることや、敷地境界線から可能な限り後退させることなどの配慮が行われています。

続いて、本市のガイドラインについてです。本市では、太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響を抑えるため、「鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」を策定しています。このガイドラインでは、屋根設置、地上設置のいずれの場合でも、反射光や高さ、パネルの角度に配慮し、周囲からの見え方や圧迫感をできるだけ抑えることを基本的な考え方としています。さらに、設置後についても、適切な維持管理を行い、太陽光発電事業終了後には適切な撤去を行うこととしています。現在、事業者との事前相談や、届出の際の説明資料として活用しており、設置計画の段階から、景観への配慮を促すツールとして位置付けています。

次に、国の動向についてです。国においては、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を進める一方で、太陽光発電施設の設置にあたっては、景観や生活環境への配慮が重要であるという考え方が示されています。そのため、単に設置を進めるだけでなく、地域の実情に応じて、自治体が適切に誘導していくことが求められており、本市の取組も、こうした国の考え方に沿ったものとなっています。

最後に、庁内連携についてです。本市では、太陽光発電施設の設置に関して、関係部署が連携して対応しています。農業委員会事務局では農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインを作成し、環境政策課では、国や県の考え方を踏まえ、事業者に対して適正な設置を求める対応を行っています。あわせて、県内市町村との情報共有や意見交換を通じ、制度や運用の改善についても継続して検討を行っています。以上が、報告事項第2号、太陽光発電施設設置に関する本市の取組についての説明です。

最後に、報告事項第3号、「景観行政におけるデジタル化及び情報発信の取組について」報告します。

景観行政におけるデジタル化の取組のうち、オンライン申請の導入について説明します。まず、導入の背景です。近年、国全体として、デジタル化を前提とした行政運営への転換が進んでおり、行政手続についても、これまでの「窓口・紙中心」から「オンライン

中心」へと、全国的に移行が進められています。本市においても、各分野でデジタル化を進めることで、市民や事業者の利便性向上、職員の業務効率化を図り、限られた人員の中でも、安定した行政サービスを継続していくことを目指しています。こうした考え方を踏まえ、景観法に基づく届出手続についても、オンライン申請の導入を進めていきたいと考えています。

次に、対象となる手続きについてです。今回のオンライン申請は、鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談に関する申出や、行為の届出、変更届出など、景観法に基づく一連の届出手続きを対象とするものです。なお、オンライン化によって、審査内容や判断基準が変わるものではありません。あくまで、申請方法を紙から電子に広げるものです。

最後に、申請方法についてです。申請には、市が現在利用している電子申請システムを使用し、自宅や職場など、場所や時間を問わず申請できる仕組みを想定しています。これにより、申請者にとっては来庁の負担が軽減され、市にとっても、書類整理や確認作業の効率化が図られると考えています。以上が、オンライン申請導入の概要です。

本日は、制度の詳細というよりも、市としての考え方や方向性の共有を目的として報告しました。

次に、「Instagramを活用した情報発信」について説明します。

本市では、景観行政は制度や規制だけでなく、市民の皆さまに景観への関心を持っていただくことが重要であると考え、様々な啓発活動に取り組んでいます。その一環として、本市のウェブサイトによる情報提供に加え、都市計画課の公式Instagramを活用した情報発信を行っています。投稿内容としては、祭りや歴史的な景観、市内の眺望景観など、市民の皆さまが日常の中で目にする風景を中心に紹介しています。ここで、都市計画課の投稿をいくつか紹介します。登録地域景観資産に登録されている「桃林寺」は、小岐須町の高台にあり、高台からは鈴鹿の市街地を一望できます。海のみえる岸岡山緑地は、投稿後にInstagramへのコメントを何件かいただきました。親しみのある場所で懐かしいとか、景色がきれいで行ってみたいということで反響をいただけました。このように、身近な景観を取り上げることで、景観を特別なものではなく、日々の暮らしの中で大切にしていくものとして感じていただくことを目的としています。今後も、親しみやすく分かりやすい情報発信を通じて、市民の景観への理解と意識の醸成を図っていききたいと考えています。

最後に、今回の審議会に参加できなかった、三重大の大井委員より、景観啓発について、意見を頂いていますので紹介します。他市で携われた、こども景観絵画コンクールについてで、展示会には、多くの家族連れで賑わい、多くの方に景観啓発ができたので、参考にしてみてはとのことでした。事務局としても、鈴鹿市景観計画において、景観意識の醸成を図るため、様々な普及啓発活動を推進することとしており、景観づくりの目標の1つである「市民が主役の景観づくり」の実現に向け、新たな取組を検討したいと考えていますので、委員の皆様からも意見を頂ければと思いますので、よろしく願います。以上で、報告事項第3号の説明を終わります。

## 議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

## 藤枝委員

質問は2点あり、1点目は、色彩の変更について。どのような色の変更だったかと、色彩の変更の周知はされているのか。2点目は、木竹の伐採について。太陽光発電施設設置に伴って伐採された木竹の面積はどれくらいだったのか。

## 事務局

1点目の色彩の変更について。色彩の変更の届出の1件は、店舗のアクセントカラー（青系）を使用した色彩の変更で、景観基準の範囲内に収まるよう指導しました。もう1件は、公営施設の塗り替えにおける色彩の変更で、推奨色の範囲内の塗り替えだった。

景観届出の周知と周知経路については、今回の店舗の色彩の変更では、「屋外広告物（看板）」の申請が入り口になるケースであった。看板の申請時に、広告業者がアクセントカラーの使用に気づき、景観の届出が必要ではないかと相談に来ることで、事前の調整をした。ただし、事業者が知らずに色彩を変更してしまう可能性もあるので、引き続き啓発が必要であると認識している。

太陽光発電施設については、今期届出があった中で最大のものは約8,000平米（0.8ヘクタール）で、小さいものは約2,000平米（0.2ヘクタール）でした。

いわゆる「メガソーラー」（2ヘクタール以上、1,000kW以上）に該当するような大規模なものはなかった。

## 森委員

携帯電話基地局の届出件数が令和7年度から件数が増えているとのことだが、今後の届出件数の見通しについてはどうなっているか。

## 事務局

現在、届出件数が急増しているが、これは後発の通信事業者が施設整備のために基地局を増やしていることが主な要因です。今後もしばらくは届出が続く見込みです。

## 加藤委員

太陽光発電施設の届出に対して、景観基準に抵触して認められないものはあったか。また、インスタグラムに関して、市民が景観形成に対して主体的にとらえられるような文言などはあるのか。

## 事務局

景観基準から外れるような案件はなく、すべて事前相談の段階で調整を行い、基準に沿った形で届出がなされています。

また、インスタグラムについては、これまでは景観の紹介が中心だったが、今後はより市民が主体になるような内容も盛り込んでいきたいです。

## 岡本会長

質問は2点あり、1点目は、通知件数の中にあつた大型映像装置とは何か。2点目は、建築物の新築の事例の内容で分節・分棟とあるが、これは事前相談の中でこの案

になったのか、元々事業者から分節・分棟の案を出してもらっていたのか。

#### 事務局

1 点目、報告資料にあった「大型映像装置」の通知は、三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿（スポーツガーデン）内の運動場にあるスクリーンのことです。

2 点目、建築物の新築については、事業者が事前に景観計画をよく理解しており、相談当初から建物の分節配置や緑化案を提示しました。

#### 議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、これで終わりたいと思います。

以上で、本日の事項は終了したので、進行を事務局へ返します。

#### 事務局（課長）

岡本会長ありがとうございました。最後に報告がございます。本審議会会長の岡本会長が、来年度から鈴鹿市都市計画審議会に入られるのに伴い、今年度を持ちまして本審議会を辞任されることとなりました。岡本会長には、平成 28 年 1 月から鈴鹿市景観審議会の委員を、また、平成 28 年 12 月から会長として、多くの案件について審議を賜りました。誠にありがとうございました。それでは、岡本会長より一言御挨拶を頂きたいと思えます。岡本会長、お願いします。

#### 議長（会長）

9 年間お世話になりました。市職員、委員の皆様との真摯な議論に支えられて、会長を務めることが出来ました。心より感謝します。今後は、都市計画の立場から引き続き鈴鹿市のまちづくりに貢献したいと思うので、よろしくお願いします。本当にありがとうございました。

#### 事務局（課長）

岡本会長、本市の景観審議会へのこれまでの御尽力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終わります。

上記のとおり、第 20 回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするため

にこの議事録を作成し、議事録署名人 2 名が署名する

署名人

署名人